

地方財政財貨サービス購入額実績推計方法改訂案

(総合部会財政分科会資料 No. 5.)

改訂推計方法

一. 範囲及び区分

普通会計、非企業会計及び企業会計に分類する。

(一) 普通会計

非企業会計及び企業会計以外の会計であつて、地方財政決算統計上の普通会計と同一の範囲を等しくする。

(二) 非企業会計

(1) 30年度及び31年度

決算統計上の事業会計のうち、病院事業、公益質屋事業及び国民健康保険事業に関する会計並びに決算統計上の公営企業会計のうち、下水道事業及び病院事業に関する会計をその範囲とする。

(2) 32年度

決算統計上の事業会計のうち、公益質屋事業、準公営企業(病院事業に限る。)及び国民健康保険事業に関する会計並びに決算統計上の公営企業会計のうち、下水道事業及び病院事業をその範囲とする。

(3) 33年度

(a) 決算統計上の公営企業会計のうち、病院事業及び下水道事業に関する会計

(b) 決算統計上の準公営企業会計のうち、病院事業及び下水道事業に関する会計

(c) 決算統計上の国民健康保険事業会計並びに

(d) 決算統計上の公益質屋事業会計をその範囲とする。

(4) 34年度以降

33年度の範囲に、決算統計上の農業共済事業会計を加えたものをその範囲とする。

(三) 企業会計

(1) 30年度及び31年度

決算統計上の事業会計及び公営企業会計の範囲から非企業会計に属するものを除いたものであつて、具体的には、事業会計のうち地方公営企業法ヲス茶ヲノ頂上補に掲げる事業(水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業及びガス事業)及び収益事業に関する会計並びに公営企業会計のうち、水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業及びその他の事業(病院事業を除く。)に関する会計をその範囲とする。

(2) 32年度

30年度及び31年度と同様決算統計上の事業会計及び公営企業会計の範囲から、非企業会計に属するものを除いたものであるが、具体的には、事業会計のうち、地方公営企業法オ2条オノ項に類に属する事業、収益事業及び準公営事業（病院事業を除く。）に関する会計並びに公営企業会計のうち、水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業及びその他の事業に関する会計をその範囲とする。

(3) 33年度

決算統計上の公営事業会計の範囲から非企業会計に属するものを除いたものであって、具体的には、

- (a) 決算統計上の公営企業会計のうち、水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業及びその他の事業に関する会計
 - (b) 決算統計上の法適用外の公営企業会計のうち水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、索道事業、船舶運航事業、電気事業及びガス事業に関する会計
 - (c) 決算統計上の準公営企業会計のうち、簡易水道事業、港湾整備事業、市場事業、と畜場事業観光施設事業及び宅地造成事業に関する会計並びに
 - (d) 決算統計上の収益事業会計
- をその範囲とする。

(4) 34年度

33年度と同様、決算統計上の公営事業会計の範囲から非企業会計に属するものを除いたものであるが、具体的には、

33年度の範囲に決算統計上の法適用外の公営企業会計のうち、工業用水道事業及び決算統計上の準公営企業会計のうち、造林事業（北海道、山梨県のみに限る。）に関する会計を加えたものをその範囲とする。

(5) 35年度以降

34年度と同様決算統計上の公営事業会計の範囲から非企業会計に属するものを除いたものであるが具体的には、34年度の範囲に決算統計上の準公営企業会計のうち、その他の事業を加えたものをその範囲とする。

二、推計方法

(一) 普通会計

32年度以降推計を行っている現行推計方法による。

(二) 非企業会計

(1) 病院事業

(a) 地方公営企業法適用（以下「法適用」という。）の病院事業

（資本形成）

地方公営企業年鑑（以下「年鑑」という。）に基づいて、「貸借対照表」による期末有形固定資産（土地を除く。）の残高から期首残高を控除した額、在庫（貯蔵品）の期末残高から期首残高を控除した額及び「損益計算書」による減価償却費の合計額から、「地方公営企業の資本的収支に関する副」による、資本的収入のうち、補助金の額を控除して得た額を

もって、資本形成とする。

(経常支出)

同じく年鑑に基づいて、「費用構成比較表」による給料手当、賃金、旅費、動力費、修繕費、材料費、薬品費、及びその他の合計額をもつて、経常支出とする。30年度及び31年度については、利用計数として総費用の額しか判明していないので、32年度の経常支出の額を総費用の額で除した率と各年度の総費用の額に乗じて求めた額をもつて、経常支出とする。

(b) 地方公営企業法非適用(以下「法非適用」という。)の

病院事業

(資本形成)

年鑑に基づいて、「準公営企業会計決算の状況」による病院事業分について、才出における資本的支出のうち、普通建設事業及び災害復旧事業の合計額から、才入における資本的収入のうち、国庫支出金及び都道府県支出金の合計額を控除した額をもつて資本形成とする。

30年度、31年度及び32年度については、利用計数として各年度の才出総額しか判明していないので、33年度の資本形成の額を才出総額で除した率を各年度の才出総額に乗じて求めた額をもつて、資本形成とする。

(経常支出)

同じく年鑑に基づいて、才出における収益的支出のうち、控除項目とみなされる部分の額を除いた人件費及びその他の

合計額をもつて、経常支出とする。

人件費のうち、控除項目とみなされる部分の額は、各年度について、普通会計における人件費の額を控除項目である退職手当、恩給返税料及び公務災害補償費の合計額で除した率を人件費の額に乗じて求める。30年度、31年度及び32年度については、利用計数として各年度の才出総額しか判明していないので、33年度の経常支出の額を才出総額で除した率を各年度の才出総額に乗じて求めた額をもつて経常支出とする。

(2) 下水道事業

(a) 法適用の下水道事業

(資本形成)

法適用の病院事業と同様の方法により、算出する。

(経常支出)

年鑑に基づいて、「費用構成比較表」による給料、手当、賃金、旅費、動力費、修繕費、材料費、薬品費、路面復旧費、及びその他の合計額をもつて、経常支出とする。30年度、31年度及び32年度については、費用構成比較表の区分から直ちに経常支出が求められないので、33年度の経常支出の額を総費用の額で除した率を各年度の総費用の額に乗じて求めた額をもつて、経常支出とする。

(b) 法非適用の下水道事業

(資本形成) (経常支出)

法非適用の病院事業と同様の方法により、算出する。各

お、30年度、31年度及び32年度については、法非適用の下水道事業分は、普通会計において算定される。

(3) 国民健康保険事業

(資本形成)

地方財政統計年報、地方財政の状況に基づき、保健施設費から国庫補助金として直営診療所施設整備補助(国の決算による。)を控除した額をもって、資本形成とする。30年度、31年度及び32年度については、保険施設費の計数が無いので33年度の資本形成の額を直営診療所施設整備補助の額で除した率を各年度の直営診療所施設整備補助の額に乗じて求めた額をもって資本形成とする。

(正常支出)

同じく地方財政統計年報等に基づいて、控除項目とみなされる部分の額を除いた庁費から、国庫補助金として保険婦補助、事務費補助及び普及促進費補助(国の決算による。)の合計額を控除した額をもって、正常支出とする。庁費のうち、控除項目とみなされる部分の額は、法非適用の病院事業において述べたと同様の方法により、算出する。

30年度、31年度及び32年度については、庁費の額が判明せず、また、判明している各年度の才出総額は利用計数として適当でないため、33年度の正常支出の額を事務費補助の額で除した率を各年度の事務費補助の額に乗じて求めた額をもって正常支出とする。

(4) 公益資産事業

(正常支出)

才出における人件費から、法非適用の病院事業について述べたと同様の方法により、算出した控除項目とみなされる部分の額を控除した額とその他の合計額をもって全額正常支出とする。

30年度、31年度、32年度については、各年度の才出総額しか判明しないので、33年度の正常支出の額を才出総額で除した率を各年度の才出総額に乗じて求めた額をもって、全額正常支出とする。

(5) 農業共済事業

(正常支出)

才出における業務勘定支出のうち、庁費及びその他の合計額をもって、全額正常支出とする。

(三) 企業会計

(1) 法適用の公営企業

(資本形成)

(a) 水道事業、交通事業及びその他の事業については、年鑑に基づいて、「貸借対照表」による期末有形固定資産(土地を除く。)の残高から、期首残高を控除した額、在庫(貯蔵品)の期末残高から期首残高を控除した額及び「損益計算書」による減価償却費の合計額から、「地方公営企業の資本的収支に関する調」による資本的収入のうち補助金の額を控除して得た額をもって、資本形成とする。

(b) 電気事業については、同じく年鑑に基づいて「貸借対照

表」による事業設備及び建設仮勘定の期末残高から期首残高を控除した額（土地分を除く。）及び在庫（貯蔵品）の期末残高から期首残高を控除した額に損益計算書」による減価償却費の合計額から、(a)と同種の方法により、補助金の額を控除して得た額をもって、資本形成とする。

事業設備及び建設仮勘定に含まれている土地分を除くにあつては、36年度は自治省政政局公営企業課調査により、35年度以前は、36年度の事業設備及び建設仮勘定の増加額のうち土地分の増加額のおける割合を用いて行なう。

(c) ガス事業については、(a)と同種の方法により資本形成を算出するが、有形固定資産に土地分が含まれているので、(b)に準じた方法により、土地分を除く。なお、在庫残高は、貯蔵品製品及び石炭を合計したものである。

(2) 法非適用の公営企業

(資本形成)

年鑑に基づいて、支出における資本的支出のうち、普通建設事業及び災害復旧事業の合計額をもって、資本形成とする。30年度、31年度及び32年度については、各年度の才出総額しか判明していないので、33年度の資本形成の額を才出総額で除した率を各年度の才出総額に乗じて求めた額をもって、資本形成とする。

(3) 準公営企業

(資本形成)

簡易水道事業、港灣整備事業、市場、と畜場、観光施設、

宅地造成及びその他について、年鑑に基づいて、才出における資本的支出のうち、普通建設事業及び災害復旧事業の合計額から才入における資本的収入のうち、口座支出金及び都道府県支出金の合計額を控除して得た額をもって、資本形成とする。

32年度については、才出総額しか判明していないので、33年度の資本形成の額を才出総額で除した率を32年度の才出総額に乗じて求めた額をもって、資本形成とする。

(4) 収益事業

(資本形成)

地方財政統計年報又は地方財政の白書に基づいて、競馬、競輪、モータボート、小型自動車及び宝くじの5事業の建設事業費をもって、資本形成とする。

30年度、31年度及び32年度については、各年度の才出総額しか判明していないので昭和33年度の資本形成の額を才出総額で除した率を各年度の才出総額に乗じて求めた額をもって資本形成とする。

(参考)

(1) 企業会計と非企業会計の分類基準

一. 基準設定の基本方針

- (1) 中央政府部門内の企業、非企業の現行分類にできる限り準ずる。
- (2) 国民経済計算調査委員会報告(昭和37年3月16日)において、企業、非企業の分類基準の一例として挙げられている次の案を尊重する。
 - (a) 財務諸表の作成されているもの。
 - (b) 根拠法規において一般会計より受入(ただし、経費補助、損失補填を目的とする繰入のみ。)られることのできる旨の規正のないもの。
- (3) 地方財政に關する決算統計における会計の区分を参酌する。

二. 基準の内容

- (1) 地方公営企業法の適用をうける企業は、財務諸表の作成と一般会計からの繰入金の規正が行われるので、その企業の会計は原則として企業会計とする。
- (2) 地方財政法施行令第12条第1項に掲げる事業、即ち、交通事業、電気事業、ガス事業及び水道事業(工業用水を供給することを目的とする事業を含み、簡易水道事業を除く。)は、地方公営企業法の適用を受けない企業であっても、特別会計の設定と独立採算が法的に義務づけられているので、その事業の会

計は、企業会計とする。

- (3) 地方財政法施行令第12条第2項に規定する事業(即ち、簡易水道事業、港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)市場、と畜場、観光施設を地造成事業は、法的に特別会計の設定が義務づけられており、その経費は、主として事業の経営に伴う収入をもって充てることとされているので、原則として、その事業の会計は、企業会計とする。
- (4) 収益事業会計は、収益事業、即ち、地方団体がその財政資金を調達するために行なう競馬、競輪、オートレース、モーターボート及び宝くじの事業の会計であるが、これらの事業の本業有する収益性に着目して、企業会計とする。
- (5) 病院事業会計は、中央政府において国立病院特別会計が非企業会計に分類されていること等から、地方公営企業法の適用の有無にかかわらず、非企業会計とする。
- (6) 下水道事業会計は、下水道法において地方団体が下水道事業を行うこととされていること等から、地方公営企業法の適用の有無にかかわらず、非企業会計とする。
- (7) 国民健康保険事業会計は、国民健康保険法において市町村が国民健康保険事業を行うこととされていること、中央政府において同種の保険会計が非企業会計に分類されていること等から、非企業会計とする。
- (8) 公益質屋事業会計は、公益質屋法において、市町村又は社会福祉法人が公益質屋事業を行なうこととされていること等

から、非企業会計とする。

- (9) 農業共済事業会計は、中央政府において農業共済再保険特別会計が非企業会計に分類されていること等から、非企業会計とする。

院事業分を除外していない。

(II) 現行推計上の主要な問題点

一. 範囲及び区分

- (1) 地方財政に関する決算統計上の会計区分との関係が不明確であり、またその範囲は決算統計上の会計区分を網羅していない。
- (2) 中央政府における企業会計及び非企業会計と敢えて名称を異にして事業会計及び収益会計とする理由が見当たらない。

二. 推計方法

- (1) 普通会計においては、30年度、31年度及び32年度以降との間で、控除項目の内容に差異があり、30年度及び31年度には使用計数に違いがある。
- (2) 収益事業会計においては、30年度及び31年度には、それぞれ前年度計数の10%増、32年度以降では、前年度計数に、国の支出における国民健康保健事業の事務費の伸び率を乗じて財貨サービス購入額を算定する極めて簡易な方法をとっている。
- (3) 事業会計においては、30年度及び31年度では、地方償計画の計上額、32年度以降では、地方償配分済額をもって、財貨サービス購入額とする極めて簡易な方法をとっている。

なお、30年度及び31年度の地方償計画の計上額には、病

(Ⅱ) 普通会計、非企業会計および企業会計と決算統計上の会計区分 (30 ~ 35)

30	31	32	33
<p>1. 普通会計 ——— 普通会計</p> <p>2. 事業会計</p> <p>(1) 地方公営企業法第2条第1項上欄に掲げる事項</p> <p>(a) 水道事業</p> <p>(b) 軌道 "</p> <p>(c) 自動車運送事業</p> <p>(d) 地方鉄道 " 企業会計</p> <p>(e) 電気事業 "</p> <p>(f) ガス "</p> <p>(2) 収益事業 ———</p> <p>(3) 病院 "</p> <p>(4) 公益質屋 " 非企業会計</p> <p>(5) 国民健康保健事業</p>	<p>1. 普通会計 ——— 普通会計</p> <p>2. 事業会計</p> <p>(1) 地方公営企業法第2条第1項上欄に掲げる事項</p> <p>(a) 水道事業</p> <p>(b) 軌道 "</p> <p>(c) 自動車運送事業</p> <p>(d) 地方鉄道 " 企業会計</p> <p>(e) 電気事業 "</p> <p>(f) ガス "</p> <p>(2) 収益事業 ———</p> <p>(3) 病院 "</p> <p>(4) 公益質屋 " 非企業会計</p> <p>(5) 国民健康保健事業</p>	<p>1. 普通会計 ——— 普通会計</p> <p>2. 事業会計</p> <p>(1) 地方公営企業法第2条第1項上欄に掲げる事業</p> <p>(a) 水道事業</p> <p>(b) 軌道 "</p> <p>(c) 自動車運送事業</p> <p>(d) 地方鉄道 "</p> <p>(e) 電気事業</p> <p>(f) ガス "</p> <p>(2) 収益事業 ———</p> <p>(3) 公益質屋事業 —非企業会計</p> <p>(4) 準公営企業</p> <p>(a) 病院事業</p> <p>(b) その他</p> <p>簡易水道、港灣整備、市場、と畜場、観光施設 —企業会計</p>	<p>1. 普通会計 ——— 普通会計</p> <p>2. 公営事業会計</p> <p>(1) 公営企業会計</p> <p>(a) 水道事業</p> <p>(b) 交通 "</p> <p>(c) 電気 "</p> <p>(d) ガス "</p> <p>(e) 病院 "</p> <p>(f) 下水道 "</p> <p>(g) その他 — 企業会計</p> <p>工業地帯造成、土地造成、温泉、製水、牛乳処理、区画、品製、削、埋、土、公営企業資金、運用、河川統制、採石、縫製、モーターボート競争</p> <p>(2) 法適用外の公営企業会計</p> <p>(a) 水道事業</p> <p>(b) 軌道 "</p> <p>(c) 自動車運送事業</p> <p>(d) 地方鉄道</p> <p>(e) 索道事業</p> <p>(f) 船舶運行事業</p> <p>(g) 電気事業</p> <p>(h) ガス "</p>

34	35
1. 普通会計 — 普通会計	1. 普通会計 — 普通会計
2. 公営事業会計	2. 公営企業会計
(1) 公営企業会計	(1) 公営企業会計
<ul style="list-style-type: none"> (a) 水道事業 (b) 交通 " (c) 電気 " (d) ガス " (e) 病院 " (f) 下水道 " (g) その他の " 	<ul style="list-style-type: none"> (a) 水道事業 (b) 交通 " (c) 電気 " (d) ガス " (e) 病院 " (f) 下水道 " (g) その他の "
<p>温泉、宅地造成、土地造成、埋立 牛乳処理、林業施設、製氷、菜豆製粉 資金運用、河水統制、採石、縫製 製茶、モーターボート競争</p>	<p>港灣整備、市場、宅地造成、温泉 休養施設、モーターボート、牛乳処理 酪農センター、製氷、医薬品製剤 資金運用、河水統制、縫製、製茶</p>
(2) 法適用外の公営企業会計	(2) 法適用外の公営企業会計
<ul style="list-style-type: none"> (a) 水道事業 (b) 工業用水道事業 (c) 般道事業 (d) 自動車運送事業 (e) 地方鉄道事業 (f) 京道事業 (g) 船舶運搬事業 (h) 電気事業 (i) ガス " 	<ul style="list-style-type: none"> (a) 水道事業 (b) 工業用水道事業 (c) 般道事業 (d) 自動車運送事業 (e) 地方鉄道事業 (f) 索道事業 (g) 船舶運搬事業 (h) 電気事業 (i) ガス "

30	31	32	33
<p>3. 公営企業会計</p> <p>1 水道事業 } 企業会計</p> <p>2 交通 " } 企業会計</p> <p>3 電気 " } 企業会計</p> <p>4 ガス " } 企業会計</p> <p>5 下水道 " — 非企業会計</p> <p>6 その他の適用事業</p> <p>(a) 病院事業 — — — —</p> <p>(b) モーターボート競争事業 } 企業会計</p> <p>(c) 川崎臨海工業地帯造成事業 } 企業会計</p>	<p>3. 公営企業会計</p> <p>(1) 水道事業 } 企業会計</p> <p>(2) 交通 " } 企業会計</p> <p>(3) 電気 " } 企業会計</p> <p>(4) ガス " } 企業会計</p> <p>(5) 下水道 " — 非企業会計</p> <p>(6) その他の適用事業</p> <p>(a) 病院事業 — — — —</p> <p>(b) 土地造成事業 } 企業会計</p> <p>(c) 縫製事業 } 企業会計</p>	<p>3. 公営企業会計</p> <p>(1) 水道事業 } 企業会計</p> <p>(2) 交通 " } 企業会計</p> <p>(3) 電気 " } 企業会計</p> <p>(4) ガス " } 企業会計</p> <p>(5) 下水道 " } 非企業会計</p> <p>(6) 病院 " } 非企業会計</p> <p>(7) その他の事業</p> <p>(a) 温泉事業 } 企業会計</p> <p>(b) 理立 " } 企業会計</p> <p>(c) モーターボート競争事業 } 企業会計</p> <p>(d) 縫製事業 } 企業会計</p>	<p>(3) 準公営企業会計</p> <p>(a) 簡易水道事業 } 企業会計</p> <p>(b) 港造整備 " } 企業会計</p> <p>(c) 病院事業 — 非企業会計</p> <p>(d) 市場 " } 企業会計</p> <p>(e) と畜場 " } 企業会計</p> <p>(f) 観光施設事業 } 企業会計</p> <p>(g) 宅地造成 " } 企業会計</p> <p>(h) 下水道 — 非企業会計</p> <p>(4) 収益事業会計</p> <p>(5) 国民健康保健事業会計 } 非企業会計</p> <p>(6) 公益買収事業会計 } 非企業会計</p>

34	35
(3) 準公営企業会計	(3) 準公営企業会計
(a) 簡易水道事業	(a) 簡易水道事業
(b) 港湾整備	(b) 港湾整備
(c) 病院事業	(c) 病院事業
(d) 市場	(d) 市場
(e) と畜場	(e) と畜場
(f) 観光施設	(f) 観光施設
(g) 宅地造成	(g) 宅地造成
(h) 下水道	(h) 下水道
(i) 造林	(i) その他
	(資金運用、利権収取、返却)
(4) 収益事業会計	(4) 収益事業会計
(5) 国民健康保険事業会計	(5) 国民健康保険事業会計
(6) 公益質屋事業会計	(6) 公益質屋事業会計
(7) 農業共済事業会計	(7) 農業共済

[IV] 現行地方財政財買サービス購入額推計上の会計区分、控除項目及び資本形成

(5 ~ 36)

年次	内 容		
5 26	(一) 会計区分 (1) 公企業以外の分 (2) 公企業分 (a) 電 気 (b) ガ ス (c) 水 道 (d) 軌道等	(二) 控除項目 (1) 国庫支出金 (2) 振替支出 (a) 生活保護費 (b) 恩 給 (3) 公共団体工事費分担金 (4) 公 債 費	(三) 資本形成 (1) 公企業以外の分 (5 ~ 19) (土木費) - (国庫補助費) (21 ~ 24) 才出総額 × 16% (25) (投資的至費) - (公共事業費国庫負担分) (26, 27) (公共事業費地方負担分) + (単被事業費) (2) 公企業分 公企業支出総額のうち臨時的至費
	27 29	(一) 会計区分 (1) 普通会計 (2) 事業会計 (a) 電 気 (b) ガ ス (c) 水 道 (d) 軌道等 (3) 収益会計 a 国民健康保健 b 競馬、競輪等	(二) 控除項目 (1) 会計向重複 (a) 国支出金 (b) 県支出金 (c) 事業会計及び収益会計への繰入金 (2) 振替支出 (a) 生活保護費 (b) 返戻手当 (c) 恩 給

年次	内 容		容 容	
30	(一) 会計区分	(二) 控除項目	(三) 資本形成	
	(1) 普通会計 (2) 事業会計 (A) 水道事業 (B) 軌道事業 (C) 自動車運送事業 (D) 地方鉄道事業 (E) 電気事業 (F) ガス事業 (G) 公益質屋事業	(3) 収益会計 (A) 病院事業 (B) 国民健康保険事業 (C) 収益事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 競馬 競輪 モーターボート競走 当せん金付証券の発行 </div>	(1) 会計間重複 (A) 国庫支出金 (B) 都道府県支出金 (C) 事業会計及び収益会計に対する繰入金 (2) 振替支出 (A) 生活保護者 (B) 恩給費 (C) 返取手当 (3) 公共事業工事分 担金	(4) その他 (A) 出資金 (B) 貸付金及び子託金 (C) 特別区財政調整 文納付金
32	(一) 会計区分	(二) 控除項目	(三) 資本形成	
	(1) 普通会計 (2) 事業会計 (A) 公営企業 ① 水道事業 ④ ガス事業 ② 交通事業 ⑤ その他 ③ 電気事業 (B) 準公営企業 ① 簡易水道事業 ② 港湾整備事業 ③ と畜場整備事業 ④ 下水道事業 ⑤ 宅地造成事業	(3) 収益会計 (A) 病院事業 (B) 国民健康保険事業 (C) 収益事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 競馬 競輪 モーターボート競走 当せん金付証券の発行 </div>	(1) 会計間重複 (A) 地方団体間重複 ① 都道府県県庫金 ② 分担金戻金 ③ 寄付金 ④ 特別区財政調整 文納付金 ⑤ その他 (B) 会計間重複 ① 国庫支出金 ② 繰入金 ③ 前年度繰上り用金 (2) 振替支出 (A) 恩給退院料 (B) 扶助費 ① 生活保護費	② 児童保護費 ③ その他 (C) 返取手当 (A) 公務災害補償費 (3) 公共事業費分担金 (直轄事業分担金) (A) 公債費 (5) その他 (A) 貸付金 (B) 出資金 (C) 積立金
36				

(V) 地方財政決算統計上の会計区分推移

(22 ~ 36)

22 ~ 26	27 ~ 31	32	33	34 ~ 36
I 公営企業以外の会計分	I 普通会計	I 普通会計	I 普通会計	I 普通会計
II 公営企業会計分	II 事業会計	II 事業会計	II 公営事業会計	II 公営事業会計
1 交通事業	1 水道事業	1 水道事業	1. 公営企業	1. 公営事業
2 電気事業	2 軌道事業	2 軌道事業	(1) 水道事業 (6) 電気事業	(1) 水道事業 (6) 電気事業
3 ガス事業	3 自動車運送事業	3 自動車運送事業	(2) 軌道事業 (7) ガス事業	(2) 軌道事業 (7) ガス事業
4 上水道事業	4 地方鉄道事業	4 地方鉄道事業	(3) 自動車運送事業 (8) 病院事業	(3) 自動車運送事業 (8) 病院事業
5 病院事業	5 電気事業	5 電気事業	(4) 地方鉄道事業 (9) その他の事業	(4) 地方鉄道事業 (9) 下水道事業
6 その他の公営企業	6 ガス事業	6 ガス事業	(5) 船舶運搬事業	(5) 船舶運搬事業 (10) その他の事業
7 国民健康保険事業	7 病院事業	7 公益質屋事業	2. 法適用以外の公営企業	2 法適用外の公営企業
8 収益事業	8 公益質屋事業	8 収益事業	(1) 軌道事業 (5) 船舶運搬事業	(1) 軌道事業 (6) 運兵事業
	9 収益事業	9 準公営企業	(2) 自動車運送事業 (6) 電気事業	(2) 自動車運送事業 (7) ガス事業
	10 国民健康保険事業	(1) 病院	(3) 地方鉄道事業 (7) ガス事業	(3) 地方鉄道事業 (8) 水道事業
	III 公営企業会計	(2) その他	(4) 索道事業 (8) 水道事業	(4) 索道事業 (9) 工業用水道事業
	1 水道事業	10. 国民健康保険事業	3. 準公営企業	(5) 船舶運搬事業
	2 交通事業	III 公営企業会計	(1) 簡易水道事業 (5) と畜場事業	3. 準公営企業
	3 電気事業	1 水道事業	(2) 港湾整備事業 (6) 観光施設事業	(1) 簡易水道事業 (6) 観光施設事業
	4 ガス事業	2 交通事業	(3) 病院事業 (7) 宅地造成事業	(2) 港湾整備事業 (7) 宅地造成事業
	5 下水道事業	3 電気事業	(4) 市場事業 (8) 下水道事業	(3) 病院事業 (8) 下水道事業
	6 その他の事業	4 ガス事業	4 収益事業	(4) 市場事業 (9) 造林事業
		5 下水道事業	5 国民健康保険事業	(5) と畜場事業
		6 病院事業	6 公益質屋事業	4 収益事業
		7 その他の事業		5 国民健康保険事業
				6 公益質屋事業
				7 農業共済事業

[IV] 決算統計上の会計区分と財貨サービス推計上の現行会計区分

地方財政決算統計上の会計区分	地方財政財貨サービス推計上の会計区分
<p>(一) 普通区分 公営事業会計以外の会計をいう。</p> <p>(二) 公営事業会計</p> <p>(1) 公営企業会計 地方公営企業法の適用を受ける企業の会計をいう。</p> <p>(a) 水道事業 (b) 軌道事業 (c) 自動車運送事業 (d) 地方鉄道事業 (e) 電気事業 (f) ガス事業 (g) その他の事業 (条例をもって地方公営企業法の全部または一部を適用する企業。ただし、収益事業会計を除く。)</p> <p>(2) 法適用外の公営企業会計 地方財政法施行令キノ2条キノ項に掲げる事業で、地方公営企業法の適用を受けない企業の会計をいう。</p> <p>(a) 交通事業 (軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、索道事業、船舶運航事業) (b) 電気事業 (c) ガス事業 (d) 水道事業 (簡易水道事業を除く。) (e) 工業用水道事業</p> <p>(3) 準公営企業会計 地方財政法施行令キノ2条キノ二項に規定する事業、造林事業会計 (北海道および山梨県のものに限る。) および下水道事業会計をいう。</p> <p>(a) 簡易水道事業 (b) 港湾整備事業 (c) 病院事業 (d) 市場事業 (e) 畜場事業 (f) 観光施設 (g) 宅地造成事業 (h) 造林事業 (北海道および山梨県のものに限る。)</p> <p>(c) 公共下水道事業</p> <p>(4) 収益事業会計 競馬、競輪、モーターボート競走、小型自動車競争および空くじ事業にかかわる会計をいう。</p> <p>(5) 国民健康保険事業会計 (6) 公益賈屋事業会計 (7) 産業経済事業会計</p>	<p>(一) 普通会計 収益会計および事業会計以外の会計をいい、推計に際しては、決算統計上の普通会計をその範囲とする。</p> <p>(二) 収益会計 病院事業、収益事業および国民健康保険事業に関する会計をいうが、事實上は、普通会計および事業会計以外の会計をその範囲とすることとなる。</p> <p>(三) 事業会計 公営企業および準公営企業に関する会計をいうが推計に当っては、地方債配分上の公営企業および準公営企業の範囲から病院事業を除いたものをその範囲とする。すなわち公営企業とは、電気、上水道、工業用水道、地下鉄、一般交通、市場、ガス、国際観光その他の事業をいふ。準公営企業とは、簡易水道、港湾整備と場整備、下水道、宅地造成 (30年度見直しでは地域開発) の事業をいう。</p>

(VII) 地方財政取替サービス購入額(実績)推計改訂案(36年4月)

* 現在推計と改訂推計との対照 (当時の現在推計は35年度推計に際して一部改訂した)

	現 在 推 計	改 訂 推 計
(一) 会計区分	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計 季業会計 (公営企業会計) 収益会計等 (国民健康保険会計等) 	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計 企業会計 <ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業 <ul style="list-style-type: none"> 法 適 用 法 非 適 用 準公営企業 <ul style="list-style-type: none"> 法 適 用 法 非 適 用 非企業会計 <ul style="list-style-type: none"> 収益季業 下水道(法非適用) 簡易水道 港湾整備 国民健康保険 公益質屋 <p>(下水道簡易水道および 港湾整備を除く)</p>
(二) 会計年度		従来は国庫支出金の過年度精算分等について、年度区分の混同があったが、改訂推計においては可及的に明確ならしめた。
(三) 普通会計の推計		
(イ) 推計基礎資料	<ul style="list-style-type: none"> (i) 自治省(財政局調査課)「地方財政統計年報」 (ii) 各年度の国の決算 (iii) その他関係各省庁の資料 	<ul style="list-style-type: none"> (i) 自治省(財政局調査課)「地方財政統計年報」 (ii) 各年度の国の決算 (iii) 大蔵省主計局内財政調査会「国の予算」 (iv) その他関係各省庁の資料

	現 在 推 計	改 訂 推 計
(2) 財政規模 (3) 控除項目	<p>地方の総計決算額による。</p> <p>(イ) 会計間重複</p> <p>(1) 国庫支出金 地方の歳入決算額による。</p> <p>(ロ) 繰出金 地方の歳出決算額による。</p> <p>(ハ) 地方団体間の重複 地方の決算(見込)額による。</p> <p>都道府県支出金 府町村の歳入 市町村分担金 都道府県の歳入 特別区財政調整交付金 都の歳出 特別区財政調整納付金 都の歳入</p> <p>軽油取引税交付金 五大市の歳入 同級団体投資的経費分担金 各団体の歳出 分収林交付金 都道府県の歳出 果有貸付資産等所在 都道府県の歳出 市町村交付金</p>	<p>地方の総計決算額による</p> <p>(イ) 会計間重複</p> <p>(1) 国庫支出金 地方の歳入決算額より過年度積算分(「国の予算」による。)および中央の会計間重複分(地方財政再建団体補助率差額および公債費に対する元利補給金の決算後をいい国の決算による。)を控除した額による。</p> <p>(ロ) 繰出金 現在推計とおりとする。 地方団体間の重複は統計決算のため、すでに控除済みである。</p> <p>(ハ) 地方団体負担費 公共事業負担金以外に地方団体が国に対し負担するもので、地方団体を通じての貸付金の回収金および地方債証券償還収入(交付公債の償還金)等がこれに該当するが国の決算の計数による。</p>

	現 在 推 計	改 訂 推 計
	<p>(ii) 公共事業費分担金 国の才入決算額による。</p> <p>(iii) 振替支出</p> <p>(イ) 恩給、返隠料等 恩給、返隠料、返戻手当および公務災害補償費の地方才出決算額より、当該全費に係わる国庫支出金（義務教育費国庫負担金がこれに相当するが、当該計数は文部省初等中等教育司財務課の資料によるものとする。）を控除した額による。</p> <p>(ロ) 扶助費 地方の性員別才出決算額より生活保護および児童保護に係わる国庫支出金および都道府県支出金を控除した額による。 なお、計数不明の年度については控除していない。</p>	<p>(ii) 公共事業費分担金 地方の才出決算額による。</p> <p>(iii) 振替支出</p> <p>(イ) 恩給、返隠料等 現在推計どおりとするが29年度以前の計数は不明であるので人件費総額に対する25%の額を当該全費とみなすものとする。 なお義務教育費国庫負担金の決算額は会計年度終了後翌々年度にならなければ確定せず、それ以前は決算見込額によらなければならぬ。この場合過年度精算分があればその額も当然控除すべきであるがその手続は繁雑のため省略している。 また公務災害補償費についても国庫負担があるが計数不明のため除外している。</p> <p>(ロ) 扶助費 従来の扶助費のうち児童保護費については取償サービス購入額に相当するものも含まれるので、生活保護、児童保護およびその他に分けてそれぞれ別個に推計する。</p> <p>生活保護 地方の性員別才出決算額より生活保護費に係わる国庫支出金（地方の才入決算額より過年度精算分を控除した額による。この場合の過年度精算分は「国の予算」による。）を控除した額による。 地方の性員別才出決算額の不明各年度については、国庫支出金の対応分（地方の才入決算額の2/3相当額）を当該全費とみなす。</p> <p>児童保護 児童保護費のうち養育の児童措置費以外は振替支出とは認めがたいので、その割合を1/2とみなし、児童保護費に係わる国庫支出金の地方才入決算額の1/2に対応する地方負担分（2/3）を当該全費とみなす。</p>

	現 在 推 計	改 訂 推 計
	<p>(iv) 公 債 費</p> <p>地方の性質別オ出決算額より公債費に係わる国庫支出金（国のオ出決算による。）を控除した額による。</p> <p>(v) そ の 他</p> <p>(イ) 新年度繰上充用金</p> <p>地方のオ出決算額による。</p> <p>(ロ) 出資金、貸付金および積立金</p> <p>地方の性質別オ出決算額より関係国庫支出金（国のオ出決算による。）を控除した額による。</p>	<p>そ の 他</p> <p>地方単独介とみなし、地方の性質別オ出決算額による。</p> <p>(iv) 公 債 費</p> <p>地方の性質別オ出決算額より国の政府資産整理収入および雑収入と互る額（国のオ入決算額による。）を控除した額による。</p> <p>この場合、公債費に係わる元利補給金は国においては会計向重複として整理しているのど、地方の側においては会計向重複とせず公債費として処理するものとする。</p> <p>(v) そ の 他</p> <p>(イ) 前年度繰上充用金</p> <p>現在推計どおりとする。</p> <p>(ロ) 出資金、貸付金および積立金</p> <p>現在推計どおりとするがこの場合の国庫支出金は世帯更生貸付補助金、低所得層区療養費貸付補助金、母子福祉貸付金、消費生活協同組合貸付金、農業改良資金助成補助金、および中小企業設備近代化等補助金に限るものとする。</p> <p>(ハ) 利子補給および損失補償</p> <p>国において利子補給または損失補償として取り扱っている経費のうち、地方負担を伴うものについて、予算の際の地方負担率に基づいて推計するものとする。</p>
(3) 財貨サービス購入額 取償サービス購入額のうち	財政規模（オ出決算額）より控除項目を控除した額による。	現在推計どおりとする。
(4) 経常支出と資本形成との配分	地方の性質別決算額のうち投資的経費（普通建設、災害復旧および失業対策事業とするが、この場合公共事業費分担金が含まれていれば、この額を除	現在推計どおりとする。

	現 在 推 計	改 訂 推 計
<p>(四) 企業会計の推計</p> <p>(1) 推計基礎資料</p> <p>(2) 財貨サービス購入額(全額資本形成額である)</p>	<p>くものとする)および維持補修費の合計額より投資的至費に係わる国庫支出金の地方才入決算額(委託費を含み、地方財政再建団補助率差額を除く)を控除した額を資本形成とみなし、その他の部分を至常支出とみなす。</p> <p>(i) 自治省財政司理財課「地方債統計資料」</p> <p>基礎資料のうち地方債配分済額をもって財貨サービス購入額とみなすものとする。</p> <p>この場合、病院分については、普通会計において至理しているものとみなし除外する。</p>	<p>(i) 自治省(財政司公営企業課) 「地方公営企業年鑑」</p> <p>(ii) 自治省財政司公営企業課 「地方公営企業至管内容調査」</p> <p>(iii) 自治省財政司理財課 「収益事業に関する綱」</p> <p>(iv) 自治省 「地方財政統計年報」</p> <p>(i) 法適用の地方公営企業および準公営企業</p> <p>「地方公営企業年鑑」の貸借対照表により有形固定資産および貯蔵品(ガス専業の石炭を含む)の年度中の増加額を算定し、これに損益計算書の減価償却費を加えた額をもって財貨サービス購入額とみなす。</p> <p>この場合、有形固定資産よりは土地を除くが有形固定資産の計数の不明な意気およびガス等については至業設備(土地の除外不可能である)建設仮勘定、投資等の合算額によるものとする。</p> <p>また、会計年度中途において地方公営企業法を適用した団体の期首有形固定資産および期首貯蔵品については、資金収支表または、固定資産回転率により推計するものとする。</p> <p>さらに、地方公営企業年鑑脱漏分については、前年度および、翌年度の貸借対照表、損益計算書等を参考に推計するものとする。</p> <p>(ii) 法非適用の地方公営企業および準公営企業</p> <p>「地方公営企業年鑑」または「地方財政統計年報」の資本形成額(才出決算額に対する資本形成の比率により推計したものを含む)より国庫支出金および都道府県支出金を控除した額をもって財貨サービス購入額とみなす。</p> <p>この場合、控除すべき国庫支出金等の不明な年度については控除しな</p>

	現 在 推 計	改 訂 推 計
<p>(五) 非企業会計の推計</p>	<p>収益会計等の分として収益会計、国民健康保険および公益費屋がこれに含まれているものとみなされ、財貨サービス購入費については国民健康保険の事務費決算額(国の才出)の対前年比をもつて前年度の実績を伸ばしている状況であった。</p> <p>従つて財貨サービス購入推計の基礎資料として特にあげうるものもない状況であった。なお従来は財貨サービス購入額の総額を経常支出とみなしていた。</p>	<p>いものとする。</p> <p>(iii) 収益事業</p> <p>「収益事業に関する調」の所催経費中の投資的経費をもつて財貨サービス購入額とみなすべきであるが、投資的経費の額が不明であるので所催経費中の減価償却費をもつて、財貨サービス購入額とみなす。</p> <p>この場合、一部借上料を含むが、その部分も減価償却費相当分とみなすものとする。</p> <p>(1) 推計基礎資料</p> <p>(i) 自治省 「地方財政統計年報」</p> <p>(ii) 自治省 「地方公営企業年鑑」</p> <p>(iii) 各年度の国の決算</p> <p>(2) 財貨サービス購入額</p> <p>(i) 下水道(法非適用)簡易水道および港湾整備「地方公営企業年鑑」上記載されている才出決算額のうち経常支出をもつて経常支出とみなし、資本形成支出のうちの普通建設分および災害復旧分の合計額から、国庫支出金および都道府県支出金の才入決算額を控除した額を資本形成とみなす。</p> <p>(ii) 国民健康保険</p> <p>「地方財政統計年報」の才出決算額より、まず保険給付費、繰出金準備金、公債費および前年度繰上元用金を控除し、(才出内訳不明の年度については団体段階別の平均比率より相定する。)さらに国の才出決算に示された保険者(事務費)、補助金、保健婦補助金および直診施設整備費補助金の合計額を控除した額をもつて財貨サービス購入額とみなす。</p> <p>この財貨サービス購入額のうち資本形成とみなす部分は、直診勘定才出決算額中の建設事業費および維持補修費(ともに施設費に含まれ</p>

	現 在 推 計	改 訂 推 計
		<p>る)の合算額より直診施設整備補助金の国の才出決算額を控除した額とし、残余の部分を経常支出とみます。</p> <p>なお内訳不明の年度については直診施設整備費補助金の地方負担額(補助率 $\frac{1}{3}$ とする)をもつて資本形成とみます。</p> <p>(iii) 公益費</p> <p>「地方財政統計年報」に示された才出決算額より、貸付金、繰出金および公債費を控除した額をもつて取替サービス購入額とみます。(才出内訳不明の年度については国体段階別の平均比率より推定する。)</p> <p>なお、財貨サービス購入額のうち資本形成分については内訳不明のため取り敢えず全額を経常支出とみますものとする。</p> <p>この場合、国庫支出金があれば当然さらに控除すべきであるが地方の才入決算額としてはとらえがたく、国の才出決算でも社会福祉諸費中の社会福祉施設整備費補助金に含まれていて、公益費層分のみを区別するのは困難であるが、35年度より、公益費層施設整備補助金(予算額 14,600 千円)として、目が独立したので今後は、その決算額を控除し、その対応分(補助率 $\frac{1}{2}$)を資本形成とすべきものと思われる。</p>